

# 2017年生物資源及び遺伝資源並びに関連する 伝統的な知識に関する法律 2

(GG 6343)

本法は議会により可決されたが、未だ効力を生じていない。  
政府官報において大臣が指定する日付に効力を生ずる。

---

生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識へのアクセス、並びに生物資源及び  
遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する工夫、慣行、及び技術を規制するため、  
生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する地域社会の権利を保護す  
るため、利益の配分に関する公正かつ衡平な仕組みを定めるため、当該指針の実施及  
び施行のための行政機構及び手続を設定するため、及び付随的な事項について定める  
ための

## 法律

2017年6月9日 大統領による署名

---

## 目次

### 第1編 序章

- 1 定義
- 2 本法の目的
- 3 本法の適用範囲
- 4 本法の適用除外

### 第2編

生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する権利

- 5 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する権利

### 第3編

機関に関する取決め

- 6 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する事務局
- 7 特別基金の管理

### 第4編

原文タイトル: Access to Biological and Genetic Resources and Associated Traditional Knowledge Act 2 of 2017

原文リンク:

<http://www.lac.org.na/laws/annoSTAT/Access%20to%20Biological%20and%20Genetic%20Resources%20and%20Associated%20Traditional%20Knowledge%20Act%20of%202017.pdf>

(最終アクセス日:平成 29 年4月9日)

生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識へのアクセス

8. アクセスの許可証
9. 情報に基づく事前の同意
10. 利益の配分
11. 素材の移転に関する合意

第5編

地域社会の権利の認識及び保護

12. 地域社会の一般的な権利の認識
13. 地域社会の知的財産権の保護

第6編

違反行為、刑罰及び差押え

14. 違反行為及び刑罰
15. 差押え

第7編

総則

16. 国に対する法的拘束力
17. 適用除外
18. 大臣に対する控訴
19. 大臣の決定に関する高等裁判所に対する控訴
20. 個人責任の制限
21. 法人による違反行為及び管轄
22. 権限及び任務の委託
23. 規則
24. 経過規定
25. 略称及び開始時期

議会により可決され、ナミビア共和国の大統領による裁可を受け、以下を制定する。

第1編

序章

定義

1. 本法では、文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、

「アクセス」とは、国家の管理下における生息域内又は生息域外の環境に存在する生物資源又は遺伝資源又はその一部、派生物、合成物を含む産物、及び該当する場合には無形組成物、又は関連する伝統的な知識について、本法に基づき規制される目的においてこれを直接的又は間接的に入手(obtaining)、採集、所有、取得(acquiring)、利用、販売することをいう。

「アクセス及び利益の配分に関する合意」とは、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識へのアクセスに関する条件、及び生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する活動から将来的に生ずる可能性のあるあらゆる利益の、利用者による権利保有者への配分に関する条件を定める、権利保有者及び利用者の中で相互に締結される合意をいう。

「アクセスの許可証」とは、第8節に基づき交付される、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識へのアクセスを認める許可証をいう。

「関連する伝統的な知識」とは、地域社会において何世代にもわたり創出又は開発され、個人又は集団により蓄積された、生物資源及び遺伝資源の保全及び持続可能な利用に不可欠であり、社会経済的な価値を有する、生物資源に関連する知識、慣行、工夫又は技術をいう。

【文法的な整合性を確保するため「is (単数形)」を「are (複数形)」に変更する必要がある (「technologies...are」とすべき)。】

「利益」とは、製品又は製法を導き出す、開発する又は改変するための、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の商業化、産業応用又は経済的な利用から生ずる又はこれに対して生ずるあらゆる金銭的又は非金銭的な報酬、営利、利益又は利得をいう。

【当定義の最後の句点をセミコロンに変更する必要がある。】

「利益の配分」とは、第10節に記述される、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の利用から又はこれに対して生ずる金銭的及び非金銭的な利益の、利用者による権利保有者への公正かつ衡平な形での配分をいう。

「生物の多様性」又は「生物多様性」とは、陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場に存在する全ての生物の間の変異性をいい、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性などを含む。

「生物資源」は、人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群、又は生態系におけるその他の生物学的な構成要素を含む。

「バイオプロスペクティング (生物探査)」とは、調査、採集、特性評価、目録作成、分類特定、生物検定、及び遺伝子配列解析を含む、遺伝資源及び関連する伝統的な知識の商業的価値を発見する目的において当該資源を特定する及び当該知識に関する情報を特定するための探査活動をいう。

「商業化」とは、生物資源及び遺伝資源に関連する以下の活動をいう。

- (a) ナミビア国内又は他国における、知的財産権の申請書の提出。
- (b) 知的財産権又はその他の権利の入手又は移転。
- (c) 市場調査の実施及び市場導入に先立つ最終製品の販売許可の申請を含む、臨床試験及び製品開発の実施開始。

## 2017年生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する法律 第2版

- (d) 薬剤、工業用酵素、食品香料、香料、化粧品、乳化剤、含油樹脂、着色料、及び抽出物などの製品を開発又は製造するための、栽培、繁殖、クローン化、又はその他の方法による遺伝資源の増殖。
- (e) 生物資源及び遺伝資源又はあらゆる構成要素又はあらゆる関連する伝統的な知識について現実の若しくは潜在的な商品価値を得る、保護する又は実現する目的でとられる、あらゆる法的、商業的又は科学的手順、又は
- (f) アクセスされた生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に基づくあらゆる研究結果の移転。

「商業化の段階」とは、当該プロジェクトに関連する現実の若しくは潜在的な商業利用又は産業利用の性質及び規模が、商業化及び関連する伝統的な知識の手順を開始するうえで十分に把握されている場合における、生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識に関するあらゆる研究、開発又は応用をいう。

「地域社会の知的財産権」とは、公式に登録されているかどうかに関わらず、地域社会における生物資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識に関して当該社会が有する権利をいう。

「地域社会の規範」とは、文書化されているかどうかに関わらず、地域社会において生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関して設定された広範囲にわたる慣行及び手続をいい、地域社会が外部関係者との関わりにおいて当該関係者に求める対応を含む、各種事項が含まれる。

「派生物」とは、遺伝の機能的な単位を有しているかいないかに関わらず、生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生ずる、天然に存在するあらゆる生化学的化合物をいう。

「発見の段階」とは、生物探査に関連する現実の若しくは潜在的な商業利用又は産業利用の性質及び規模が、商業化の手順を開始するうえで十分に明確ではない若しくは十分に把握されていない場合における、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関するあらゆる研究若しくは開発又は応用をいう。

「環境」とは、生態学的平衡及び生活の質に影響を及ぼす、相互に関連する複合した自然の及び人為的な要因及び要素をいい、以下を含む。

- (a) 土地、水及び空気、並びに全ての有機物及び無機物、並びに全ての生物から成る自然環境、及び
- (b) 景観、並びに自然上、文化上、歴史上、芸術上、経済上及び社会上の遺産及び価値観から成る人的環境。

「ナミビア環境投資基金」とは、2001年ナミビア環境投資基金に関する法律（2001年制定法 No.13）第2節において設定される基金をいう。

「輸出許可証」とは、第8節に基づき交付される、生物資源又は遺伝資源又は関連する伝統的な知識を輸出するための許可証をいう。

「生息域外」とは、生物資源又は遺伝資源が、植物標本庫、研究機関、大学、植物園、個人の所有するコレクション、及びその他の同様な保全施設など、自然の生息地の外において存在している状況をいう。

「遺伝資源」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物又はその他に由来する、現実の若しくは潜在的な価値を有する素材で、国家の管理下における生息域内又は生息域外の環境に存在するものをいう。

【政府官報における記載があるため、「origir」及び「potentia」の語彙を転用、おそらく「origin（＝由来）」及び「potential（＝潜在的）」となることが意図されていたと考えられる。】

「工夫」とは、その存在が文書化されているか口頭形式かに関わらず、変更又は改変により、又はあらゆる生物素材及び遺伝素材の性質、価値又は工程を利用により、新規に創出された伝統的な知識若しくは技術、又は既存の伝統的な知識若しくは技術を改良したものをいう。

「生息域内」とは、生物資源及遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況をいう。

「無形組成物」とは、知的財産権の制度により保護されているかどうかに関わらず、現実の若しくは潜在的な価値を有する、生物資源及び遺伝資源、当該資源の副産物、又は副産物を含む生物資源及び遺伝資源に関連するあらゆる専門技能、工夫、又は個人若しくは集団による慣行をいう。

「地域社会」とは、以下の集団をいう。

- (a) ナミビア国内の異なる地理的地域において生活を営む、若しくは当該地域について権利又は関心を有するとともに、集団統率の構造が存在し、当該構造が自然保護委員会及び地域社会の森林に関する委員会などの天然資源管理組織を含む可能性がある、又は
- (b) 当該社会の天然資源、遺伝資源、並びに関連する伝統的な知識及び技術について権利又は管理責任を有し、部分的又は完全に当該社会における独自の慣習、伝統又は法によって統治されている。

「素材の移転に関する合意」とは、第 11 節に記述される、生物資源若しくは遺伝資源又は関連する伝統的な知識の移転について定める書面による合意をいう。

「大臣」とは、環境について責任を有する大臣をいう。

「当省」とは、環境観光省をいう。

「事務局」とは、第 6 節に言及される事務局をいう。

「許可事務局」とは、当省内に設定された事務局をいう。

「所定の」とは、規則により定めるところをいう。

「情報に基づく事前の同意」とは、特定の生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識について意図される利用に関して、完全かつ正確な情報に基づき権利保有者が利用者に対して与える同意をいう。

【「a particular biological or genetic resources（＝特定の生物資源又は遺伝資源）」を、「particular biological or genetic resources（資源が複数形）」又は「a particular biological or genetic resource（資源が単数形）」に変更する必要がある。当定義の最後の句点をセミコロンに変更する必要がある。】

「規則」とは、第23節に基づき設定された規則をいう。

生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する「権利保有者」とは、以下をいう。

- (a) 本法における関連する伝統的な知識を有するとともに当該の生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識について権利を有する者又は地域社会、又は
- (b) 国家

「持続可能な利用」とは、資源及び環境の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で環境の構成要素を利用し、よって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように環境の潜在能力を維持することをいう。

「本法」は、第22節に基づいて設定される規則を含む。

【「this Act（＝本法）」の後の読点は余分である。】

「伝統的な知識」とは、社会において築かれ、維持され、代々受け継がれてきた知識、専門技能及び慣行をいい、多くの場合、当該の知識、専門技能、及び慣行は文化又は精神的な帰属意識の一部を構成している。

「技術の移転」とは、生物の多様性の保全及び利用のための技術、又は遺伝資源若しくは関連する伝統的な知識に基づき開発された技術について、アクセス並びに開発及び移転を確保する目的における行為をいう。

「利用者」とは、アクセスの許可証の所有者をいう、及び

【「取得の許可証」の前に冠詞「an」が必要である。】

「生物資源及び遺伝資源の利用」とは、生物資源及び遺伝資源の生物学的、遺伝的又は生化学的組成についての研究及び開発を実施することをいう（バイオテクノロジーの当該生物資源及び遺伝資源又はその派生物への適用を通じた実施を含む）。

## 本法の目的

2. 本法は、以下のための生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の保全、評価及び持続可能な利用について定めることを目的とする。

- (a) 生命を維持するための仕組みを持続させる手段として、当該資源及び知識の多様性を維持及び改善する。
- (b) 地域社会における遺伝資源及び関連する伝統的な知識に関する当該地域社会固有の権利を認識、保護及び支援する。

## 2017年生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する法律 第2版

- (c) 本法に基づいて規制される目的における、情報に基づく事前の権利保有者の同意及び相互に合意する条件に従った、ナミビアの生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識、並びに当該資源に基づく産物及び派生物へのアクセスに関する措置を含む、取決め及び手続を提供する。
- (d) 遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する仕組みを設定及び促進する。
- (e) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の利用から生ずる可能性のある利益の分配に関する意思決定において、とりわけ女性に重点を置き、関係する地域社会が有効な形でこれに参加することを確保する。
- (f) 生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識の保全及び持続可能な利用に関連する、国レベル及び草の根レベルにおける科学的及び技術的な能力開発を促進及び奨励する。
- (g) 生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識へのアクセスの効果的な実施及び地域社会の権利行使のための適切な制度的な仕組みを提供する。
- (h) 農業、園芸、造林、水産及び医薬における価値を有するそれを含む、生物資源及び遺伝資源を促進し、とりわけ女性の果たす主要な役割に重点を置いてこれを行う、及び
- (i) 生物資源及び遺伝資源が持続可能な開発、食料の安全保障及び貧困の軽減を推進するために効果的かつ衡平な形で利用されることを確保する。

## 本法の適用範囲

- 3. 本法は、以下に適用される。
  - (a) 生息域内及び生息域外に存在する生物資源及び遺伝資源。
  - (b) 生物資源又は遺伝資源の派生物。
  - (c) 関連する伝統的な知識。
  - (d) 生物資源及び遺伝資源、当該資源の派生物、及び関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益、及び
  - (e) 生物探査における発見又は商業化の段階

## 本法の適用除外

- 4. (1) 第3節に定める別段の規定にかかわらず、以下の活動を本法の適用除外とする。
  - (a) 地域社会における消費、慣習上の慣行、及び伝統的な交換の仕組みに基づく、当該社会による又は地域社会間での、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識へのアクセス、利用又は交換。

- (b) 関連法に規定する純粋な食用又はその他の消費目的として承認された、ナミビアを経由する生物資源及び遺伝資源。
- (c) 本法に基づく有効な許可証を必要とする生物資源及び遺伝資源の利用以外を目的とした生物資源及び遺伝資源の商品取引、ただし個別の場合に応じて設定される、及び
- (d) 所定のあらゆる活動。

(2) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の商業化は、上記(1)における適用除外の対象とならない。

## 第2編

### 生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識に関する権利

#### 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する権利

5. (1) 以下にかかわらず、本法に基づき付与されるあらゆる権利に従い、あらゆる生物資源又は遺伝資源へのアクセス又は探査、並びに当該資源の採集及び売却又は処分、並びに当該資源に対する支配権の行使に関するあらゆる権利は国に帰属する。

- (a) 当該の生物資源又は遺伝資源がその地表又は地下に存在するあらゆる土地に関するあらゆる地域社会、個人又は団体によるあらゆる所有権、及び
- (b) あらゆる地域社会、個人又は団体が当該の生物資源又は遺伝資源について保有する可能性のある、あらゆる関連する伝統的な知識。

(2) あらゆる生物資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識及び技術に関する権利は、当該知識を保有し遺伝資源の持続可能な保全に用いる特定の地域社会に帰属する。

(3) あらゆる遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する権利、及び当該の伝統的な知識へのアクセスを許可する権利について、利用及び関連する伝統的な知識から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保し規制する国の義務に従い、並びに国際的な義務及びナミビア国憲法に従いこれを享受することができる。

(4) 国は、遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について最終的な責任を有し、本法、ナミビア国憲法、及び国際法の規定に従い当該責任を遂行しなければならない。

## 第3編

### 機関に関する取決め

#### 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する事務局

6. (1) 大臣は、本法により付与された又は本法に基づく権限及び任務を行使し遂行するための「生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する事務局」として知られる事務局を当省内において指定しなければならない。

(2) 事務局は、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の保全及び持続可能な利用、及び地域社会を担当するうえでの関連資格を有する、及びその他の関連する専門知識及び経験を有する、1995年公共サービスに関する法律（1995年制定法 No.13）における、事務局において指名される者により運営される。

(3) 事務局は以下の権限及び任務を有する。

- (a) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識へのアクセスについて、本法及び本法に基づき設定された規則に定める公正かつ恣意性を排除した手続において規制する。
- (b) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識のアクセスに関して地域社会による情報に基づく事前の同意を得る際の、及び地域社会との間で相互に合意する条件を設定する際の規定、手続及び指針の設定について定める。
- (c) アクセスを認める許可証の交付など、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識へのアクセスの申請を促進する。
- (d) 大臣に対し、生物資源及び遺伝資源の輸出を認める許可証の交付について推奨する。
- (e) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の利用における遵守を監視し確保するとともに透明性を促進する。
- (f) 本法に定義されるアクセスの許可証の交付について定める。
- (g) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する情報を収集、分析及び発信し、利用者及び地域社会に対して本法におけるそれぞれの権利及び義務について教育を行う。
- (h) アクセス及び利益の配分に関する合意のひな形を作成し、地域社会及びその他の権利保有者が生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の利用者との間で当該合意の条件を交渉するための支援を行う。
- (i) 相談窓口を設定し、本法及び本法に基づき設定された規則の規定に関する情報及び支援の提供、啓蒙、能力開発の提供を行うとともに、本法の規定に対する違反の申立てに対応する。
- (j) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の保全及び持続可能な利用の分野における科学的能力について、国レベル及び草の根レベルでの技術的能力の開発及び向上を促進する。

【項目 (j) の最初の「Promote (=促進)」を「to promote (=促進する)」に変更する必要がある。】

- (k) 申請者と権利保有者との間で行われる協議の過程を監督し、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識のアクセスについて情報に基づく事前の同意が得られていることを確保する。

- (l) 適切な場合には、委員会及び専門家による特別委員会を設定する、又は任務の遂行に必要とみなされる可能性のある専門家と契約する。

【「establish (=設定)」及び「contract (=契約)」の前にそれぞれ「to (=する)」を足す必要がある】

- (m) アクセス及び利益の配分に関する合意及び素材の移転に関する合意の規定の遵守を確保する。
- (n) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識へのアクセスが付与されたあらゆる場合において、男女平等に妥当な考慮を払い、地域社会及びその他の権利保有者の知的財産権に関する手続を策定し当該財産権の保護を確保する。
- (o) 定期的な間隔で、悪化又は絶滅の脅威にさらされている分類、及び生物の多様性の重大な喪失の脅威にさらされている地域、又は持続可能な開発への脅威について、アクセス及び利益の配分に関する活動が及ぼす影響を監視し評価する。

【文として成立させるため、「at regular intervals (=定期的な感覚で)」の後に読点を足す必要がある。】

- (p) 生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識の研究及び開発活動についての情報に関する最新のシステムを維持する。
- (q) 科学的指標やその他の外部指標を参照のうえ、生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用が生物探査における開発の段階にある、商業化の段階にある、又はある段階から別の段階に移行したかどうかを判断し、状況に照らして適切な条件を課する。
- (r) 本法の目的並びに国内におけるその他のあらゆる法律、政策、目的及び計画に従い、他の政府団体及び民間機関並びにその他の関連する利害関係者と協力し連携する。
- (s) 関係する当局と協議のうえ、1又は2以上の国家機関を確認のための機関に指定し、当該機関は名古屋議定書における国家の監視義務を履行する。
- (t) 本法の実施により利害関係者及び関係当事者に対して発生する権利及び義務、並びに生物多様性に関する国際文書における関連規定について、当該関係者及び当事者による理解を支援するための情報共有、啓蒙及び訓練活動を促進及び奨励する。
- (u) ナミビアを原産とする生物学的天然資源の研究及び開発施設を設定し、国内におけるアクセス及び利益の配分、バイオトレード及び生物探査の支援及び促進を通じて貧困の軽減、持続可能な生活形態の支援、及び持続可能な開発の推進に取り組む。
- (v) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識がアクセス及び移転される場合における本法の遵守を確保する、及び
- (w) 大臣が規定することのできるその他の任務を遂行する。

(4) 名古屋議定書の適用上、当省をナミビアにおける国の権限のある当局とする。

### 特別基金の管理

7. (1) 本法の適用上、地域社会による生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識及び技術の保全強化について関心を有する国内外の個人又は組織からの寄付金又は助成金又は拠出金として受領したあらゆる金銭は、環境投資基金に払い込まれる。

【文法的な整合性を確保するため「is (単数形)」を「are (複数形)」に変更する必要がある (「monies...are」とすべき) 。】

- (2) 上記(1)において受領した金銭は、以下に充当することができる。
- (a) 遺伝資源の開発、保全及び持続可能な利用、並びに生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の提供に関するそれぞれの場合に応じた権利保有者への利益の分配を含む、衡平性の確保に向け地域社会により策定された計画に対する資金提供。
  - (b) 科学研究の促進並びに生物資源及び遺伝資源に関連する技術の開発のための保存施設の修復、創設及び維持、当該資源又は伝統的な知識がアクセスされた地域の開発、関係する個人又は地域社会の協力による当該地域の社会経済的な開発、並びに生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の利用及び保全に関連する能力開発を含む、生物の多様性の保全。
  - (c) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の分野における啓蒙並びに訓練及び教育の提供、及び
  - (d) 本法の目的を達成するための事務局の任務に関連する費用の支払。

## 第4編

### 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識へのアクセス

#### アクセスの許可証

8. (1) ナミビア国内において生息域内又は生息域外の環境に存在する生物資源及び遺伝資源、又は当該資源の一部、派生物、合成物を含む産物、及び該当する場合には遺伝情報又は遺伝子塩基配列を含む無形組成物並びに関連する伝統的知識にアクセスする意図を持つ者は、以下のあらゆる行為の実施に先立ち、規定された様式及び方法によりアクセスの許可証を申請しなければならない。

- (a) 商業化につながる研究。
- (b) 商用目的の科学的研究。
- (c) 産業応用及び生物探査を含む商業化。
- (d) 輸出、又は

(e) 規定できるその他のあらゆる用途。

(2) 当該者は、規定に基づき大臣により交付された輸出許可証を所持していない限り、生物資源若しくは遺伝資源又は関連する伝統的な知識を輸出してはならない。

### 情報に基づく事前の同意

9. (1) 生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識へのアクセスについては、当該の生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識に関係する権利保有者による書面での情報に基づく事前の同意に従う。

(2) 権利保有者から情報に基づく事前の同意を入手するために当該権利保有者に提案を行う意図を持つあらゆる者は、まず初めに事務局にその旨を通知し、事務局より必要な指南を受けなければならない。

(3) 情報に基づく事前の同意を得るためには、利用者は規定に従い生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の取得方法及び用途に関する全容を提供する必要がある。

(4) 関係する権利保有者は、生物資源若しくは遺伝資源又は関連する伝統的な知識へのアクセスを与えることを拒否することができる。

(5) 大臣は、名古屋議定書の規定においてこれが必要となる場合、理由を記し、及びナミビア国憲法第 18 条を遵守し、上記(4)に基づく決定を撤回することができる。

(6) 権利保有者は、本法に基づく情報に基づく事前の同意の付与及び利益の配分に関連する事項について、意思決定過程における女性による完全かつ平等な参加を確保しなければならない。

### 利益の配分

10. (1) 関係する権利保有者に対し、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識のアクセス及び利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が行われなければならない。

(2) 上記(1)に言及される利益の種類には金銭的及び非金銭的利益の両方を含めることができ、当該利益は以下を含む。

【文法的な整合性を確保するため「includes」を「include」に変更する必要がある（「types...include」とすべき）。】

(a) 以下を含む金銭的利益

(i) アクセスに関する費用、又は採集若しくは取得した試料ごとの費用。

(ii) 前払による支払。

(iii) 段階ごとの支払。

(iv) ロイヤルティの支払。

- (v) 生物資源又は遺伝資源が商業利用される場合におけるライセンス料。
  - (vi) 生物多様性の保全及び持続可能な利用を支援する信託基金に支払われる料金。
  - (vii) 相互に合意する場合には、給与及び特恵的な条件。
  - (viii) 研究資金。
  - (ix) 合弁事業、及び
  - (x) 関連する知的財産権の共同保有。
- (b) 以下を含む非金銭的利益
- (i) 研究及び開発の成果の共有。
  - (ii) 科学的な研究開発計画、特にバイオテクノロジーの研究活動における共同、協力及び貢献。
  - (iii) 製品開発への参加。
  - (iv) 参加機関による、生物資源及び遺伝資源の生息域外保全のための施設への立入り及びデータベースの利用。
  - (v) 公正で最も有利な条件（合意する場合には、緩和されたかつ特恵的な条件を含む）の下での知識の共有、特に、生物資源又は遺伝資源を利用する知識及び技術、又は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する知識及び技術の共有。
  - (vi) ナミビアへの技術移転のための能力の強化。
  - (vii) 制度的な能力開発。
  - (viii) アクセスに関する規則を実施及び執行するための能力を強化するための人的資源及び物的資源の開発。
  - (ix) 生物の目録及び分類の研究を含む、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する科学的な情報へのアクセス。
  - (x) アクセス及び利益の配分に関する合意から生ずる組織上及び職業上の関係並びにその後の共同活動。
  - (xi) 雇用の機会。
  - (xii) 商用製品の製造に必要となる生物資源又は遺伝資源についてその原料を供給する契約。
  - (xiii) 生物資源若しくは遺伝資源又は関連する伝統的な知識に基づき開発された技術へのアクセス。

(xiv) 制度的な又は地域社会レベルにおける、生物資源及び遺伝資源の保全、評価、開発、繁殖及び利用に関する地域の技能を強化するための訓練、及び

(xv) 機器、基盤及び技術的支援の提供。

(3) アクセス及び利益の配分に関する合意は、相互に合意する条件及びその他の所定の条件及び最低限の基準を含まなければならない。

### 素材の移転に関する合意

11. (1) 何人も、アクセスの許可証及び輸出許可証を入手せずに、及び素材の移転に関する合意を締結せずに、生物資源若しくは遺伝資源又は関連する伝統的な知識を移転することはできない。

(2) 大臣は、素材の移転に関する合意に関する条件及び最低限の基準について規定しなければならない。

(3) 素材の移転に関する合意は、アクセス及び利益の配分に関する合意と併せることができる。

## 第5編

### 地域社会の権利の認識及び保護

#### 地域社会の一般的な権利の認識

12. 第5節に従い、権利保有者は生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識に関する以下の権利を有する。

- (a) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益を集団として共有する権利。
- (b) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の伝統的な管理者及び利用者として、及びに慣習法及び慣行において、当該資源及び知識を保護する権利。
- (c) 当該地域社会における暮らしの仕組みを維持するうえで、及び生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識を利用する地域社会固有の権利。

#### 地域社会の知的財産権の保護

13. (1) 国は、関係する地域社会において存在し認識されている規範、慣行及び慣習法により守られ保護されている知的財産権について、成文法が存在するかどうかにかかわらず、当該知的財産権を認識し保護しなければならない。

(2) 伝統的な知識についての事項は、成文法が存在するかどうかにかかわらず、慣習的な慣行及び慣習法に従い特定、解釈及び確認されなければならない。

(3) 伝統的な知識が登録されていない場合においても、当該知識が社会の知的財産権として保護されていないとはみなされない。

(4) 遺伝資源及び関連する伝統的な知識に関する文書又は口頭による説明が出版された場合、又は遺伝資源が遺伝子保存施設又はその他のあらゆるコレクションに保存されている場合、又は地域において利用されている場合においても、これは当該資源に関する地域社会による知的財産権の行使を妨げるものではない。

## 第6編

### 違反行為、罰則及び差押え

#### 違反行為及び罰則

14. (1) 何人も、
- (a) 本法における許可証の交付を受けずに生物資源又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識へアクセスする場合。
  - (b) 本法に基づき交付された許可証において課された条件を遵守しない場合。
  - (c) 第9節(3)に基づいて求められる情報について、これを提供しない、又は故意に情報の提供を控える、又は虚偽の情報を提供する場合。
  - (d) あらゆる不正な手段によりアクセスに関する合意を得た場合。
  - (e) 以下のあらゆる生物資源若しくは遺伝資源又は関連する伝統的な知識を所持する場合。
    - (i) ナミビア国内において商用目的で所持する、及び
    - (ii) あらゆる他国において当該国の国内法に違背して入手されたものを所持する、又は
  - (f) 生物資源又は遺伝資源又は関連する伝統的な知識を本法に違背して輸出する場合、

当該者は違反行為を犯すことになり、150,000 ナミビア・ドルを超えない額の罰金、又は10年を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

(2) 本法において有罪となった場合、裁判所は、当該違反で有罪となった者に対し、当該違反の結果として環境に与えた損害について大臣が満足するよう修復を命じることができる。

(3) 有罪判決から30日以内又は裁判所が有罪判決時に決定することのできる30日より長い期間内に上記(2)における命令が遵守されない場合、大臣は損害を修復するための必要手続をとり、当該違反で有罪となった者から費用を回収することができる。

(4) ある者が本法に基づく違反行為について有罪となったあらゆる場合において、又は／及び当該者の違反行為により国家機関又はその他の者に損失又は損害が生

じたとみなされる場合、裁判所は、大臣又はその他の者による書面での要請を受け、当該違反について有罪となった者の立会いのもと、同手続において略式かつ訴答なしで当該違反行為により生じた損失又は損害の額について審理を行うことができる。

(5) 上記(4)に言及される額についての証拠の提示を受け、裁判所は、当該違反について有罪となった者に対し、大臣又はその他の者に有利な判決を下すことができ、当該の判決は、

- (a) 同等の効力を有する、及び
- (b) 民事訴訟において権限のある裁判所に対して正式に提訴が行われた場合における判決と同様の方法で執行することが可能である。
- (6) 以下を行う者は、
  - (a) 本法に基づき交付される又は規定されるあらゆる合意、許可証又はその他の文書を偽造する、又は偽造のものであることを知ってこれを行行使する、又は不正に改変する。
  - (b) あらゆる登録簿又は事務局の保管する文書において虚偽の記述又は宣言を行う、又は
  - (c) 行われたとされる本法に対する違背について捜査を実施するあらゆる者を妨害する、阻害する又は当該者に干渉する、

違反行為を犯すことになり、20,000 ナミビア・ドルを超えない額の罰金、又は2年を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

## 差押え

15. (1) いかなる法律に定める別段の規定にかかわらず、本法に基づく違反行為について有罪判決を下す裁判所は、あらゆる車輛、機器、遺伝資源、文書、又は当該違反行為を犯す手段となった又は当該違反行為に使用されたその他の品物を差押えて国に引渡す、又は当該の車輛、機器、遺伝資源、文書又はその他の品物に関する有罪となった者の権利を国に渡すよう宣告することができる。

(2) 上記(1)に基づく差押えの宣告は、有罪となった者以外のあらゆる者が権利を有する可能性がある車輛又はその他の関連する品物について、当該の車輛又はその他の関連する品物が違反行為を犯す目的で又は当該違反行為に関連して使用された又は使用されることを当該者が知り得なかった又は当該違反行為における使用を当該者が防ぎ得なかったと証明された場合、車輛又はその他の関連する品物に関する当該者の権利を妨げるものではない。

(3) ある者が本法に基づく違反行為について有罪となったあらゆる場合において、有罪判決を下す裁判所は、当該違反行為に関連して得られた又は得られる可能性のある利得の金銭的価値を判断するための審理を略式で行うことができ、当該違反行為について有罪となった者は、上記(1)に基づく違反行為に関して処せられるその他のあらゆる刑罰に加え、当該裁判所により、金銭的価値の算出額と同額の罰金、又は支払い不能となった場合には10年を超えない禁固刑に処せられる可能性がある。

(4) 本法に基づくあらゆる差押えの宣告について、必要な変更に関しては 1997 年刑事手続に関する法律（1997 年制定法 No.51）の第 35 節(3)及び(4)が適用される。

(5) その他の法律に定める別段の規定にかかわらず、有罪判決を受け罰金又は違約金の支払として受領した、又は差押えて国に引渡すよう宣告された車輛又はその他の品物の売却による売上金として受領したあらゆる金銭は、国に属する。

## 第7編 総則

### 国に対する法的拘束力

16. 本法は、国に対する法的拘束力を有する。

### 適用除外

17. 本法に定める別段の規定にかかわらず、大臣は、*官報*での通知により、理由を宣言したうえで、国益又は国の国際的な義務の遵守を根拠とし、本法又はその一部が当該の生物資源若しくは遺伝資源又は関連する伝統的な知識に適用されないと宣言することができる。

【「or any part thereof (=又はその一部)の前に読点が必要である。「in compliance with (=の遵守)」の後の読点は余分である。】

### 大臣に対する上訴

18. (1) 本法に基づく事務局の長の決定によって不当な扱いを受けたと考える者は、大臣に当該決定について上訴することができる。

(2) 上記(1)に基づき申立てが行われた上訴内容は、規定の様式及び方法で扱われる。

(3) 大臣は、上訴内容について検討し決定を下す、又は遺伝資源及び関連する伝統的な知識のアクセス及び利益の配分に関する事案について知識及び経験を有する者で構成される上訴に関する委員会を設定し上訴について助言を求めることができる。

(4) 大臣は、上記(1)に基づき申立てが行われた上訴内容について検討を行い、命令又は決定を支持する、退ける又は変更することができ、申立てを行った者が支払った規定の費用の全て又は一部の払戻しを含む、その他のあらゆる適切な命令を発することができる。

(5) 上記(3)における上訴に関する委員会がその任務を遂行するうえで発生するあらゆる費用は、当省によって支払われる。

【文法的な整合性を確保するため「are (複数形)」を「is (単数形)」に変更する必要がある（「expenditure...is」とすべき）。又は、当規定においては「expenditures...are」（=複数形に統一）となるよう意図されていた可能性がある。】

(6) 上記(1)に基づき行われた上訴の申立ては、大臣が当事者の申請を受け別段の指示を下した場合を除き、大臣の業務又は大臣が検討中の決定事項の執行を停止させるものではない。

### 大臣の決定に関する高等裁判所に対する上訴

19. (1) 本法における大臣の決定によって不当な扱いを受けたあらゆる者は、規定された期間内に高等裁判所に当該決定について上訴することができる。

(2) 申立てが行われた控訴内容について、治安判事裁判所による高等裁判所に対する申立てと同様の手続を行う。

### 個人責任の制限

20. 大臣、事務局の長、職員又は事務局に雇用されるあらゆる者は、本法に基づき善意でなされた作為又は不作為の結果として生じた損失又は損害について個人責任を負わないが、当該の損失又は損害が大臣、事務局の長、職員、又は事務局に雇用されるあらゆる者の重大な過失又は違法行為に帰する場合はこの限りではない。

### 法人による違反行為及び管轄

21. (1) 本法に基づく法人による違反行為が以下の者の同意又は黙認により犯されたと証明された場合、又は当該違反行為を以下の者の怠慢に帰することができる場合と証明された場合。

- (a) 法人のあらゆる取締役、代表者、理事、管理職又はその他の類似した重役だった者、又は
- (b) 取締役、代表者、理事、管理職又はその他の類似した重役だった者にかかる能力で行動すると思われていた者、

当該の者及び法人は違反行為を犯すことになり、20万ナミビア・ドルを超えない額の罰金、又は10年を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方に処せられる。

(2) その他のいかなる法に定める別段の規定にかかわらず、本法において規定される科刑は、治安判事裁判所が管轄する。

### 権限及び任務の委託

22. (1) 大臣は、本法に基づき付与された権限又は課せられた任務を以下の者に委託することができる。

- (a) 事務局の長、又は事務局の職員、又は
- (b) 当省の職員。

(2) 事務局の長は、本法に基づき付与された権限又は課せられた任務を以下の者に委託することができる。

- (a) 事務局の職員、又は
- (b) 当省の職員
- (3) 上記(1)又は(2)に言及される権限又は任務の委託は、
  - (a) 書面で行わなければならない。
  - (b) 条件の対象となり得る。
  - (c) 大臣又は事務局の長の本人によるそれぞれの権限の行使又は任務の遂行を妨げるものではない、及び
  - (d) 権利を妨げることなく、大臣又は事務局の長により撤回される可能性がある。

## 規則

- 23. 大臣は、以下に関連して規則を定めることができる。
  - (a) 生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識のアクセスの申請に関する様式及び内容。
  - (b) アクセスの許可証を申請する者が満たすべき要件、及び申請書の内容及び形式を含む申請手続。
  - (c) 該当する場合にはあらゆる申請又は申請の種別について公的な意見書を得る必要があるかどうかを含む、申請書の検討にあたり事務局の長が従うべき手続。
  - (d) 事務局が申請について地域社会と協議を行う義務。
  - (e) 許可証の交付にあたり事務局の長が従うべき手続及び使用すべき様式。
  - (f) 本法に基づく許可証の交付を拒否する根拠。
  - (g) 本法に基づき交付されたあらゆる許可証について、大臣がこれを撤回する又は取消すことのできる理由、及び大臣が従うべき手続。
  - (h) 事務局の長の決定によって不当な扱いを受けた当事者が上訴の申立てを行う際に従うべき手続。
  - (i) アクセス及び利益の配分に関する合意についての様式、条件及び最低限の基準。
  - (j) アクセス及び利益の配分に関する合意についての最低限の要件。
  - (k) 事務局によるアクセスに関する登録簿の管理。
  - (l) 情報を入手する権利及び専有情報の保護の対象範囲。

- (m) 本法に基づき発生する、必要とされる又は許可されるあらゆる事項に関連して支払われるべき費用又は料金。
- (n) 本法の遵守を施行するとともに、ナミビアに存在する生物資源及び遺伝資源、又は他国において当該国の国内法に違背して取得された生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の入手、採集、所持、取得、利用、販売について事務局への報告を行うことを目的とした、国内のいずれかの場所における事務局の支部の設定。
- (o) 社会における生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識の利用に関係する、生物資源及び遺伝資源へのアクセス、情報に基づく事前の同意の取得、並びに相互に合意する条件及び利益の配分に関する合意の設定のための明確な手続を詳細に示した地域社会の規範、及び
- (p) 本法において規定されることが必要とされる又は規定されることが許可されているあらゆる事項、又は本法の適切な実施又は管理、又は本法の目的の実現のために規定される必要があるあらゆる事項。

## 経過規定

24. 本法が効力を生ずる時点で生物資源若しくは遺伝資源又は関連する伝統的な知識へのアクセスに関する取決めを既に行っている者は、本法が効力を生じた日付から12ヶ月以内、又は大臣が官報での通知により決定することのできる12ヶ月より長い期間内に該当する許可証を申請しなければならない。

【「access arrangement (=アクセスに関する取決め)」は、「an access arrangement」(冠詞を足す)又は「access arrangements」(複数形)に変更する必要がある。】

## 略称及び開始時期

25. 本法は、「2017年生物資源及び遺伝資源並びに関連する伝統的な知識へのアクセスに関する法律」と称することができ、大臣が官報での通知により決定することのできる日付に効力を生ずる。